

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                        |
|-------|-----------------------------|
| 20    | 滝沢市固定資産税等返還金等交付関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、滝沢市固定資産税等返還金等交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滝沢市長

## 公表日

令和7年3月25日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 滝沢市固定資産税等返還金等交付関係事務   |
| ②事務の概要                   | 固定資産等の所有する個人又は法人に対し、滝沢市固定資産税等返還金等交付要綱に基づき、固定資産税等の返還金及び返還加算金を納税者等に交付することにより、当該納税者等の不利益を補填し、もって税務行政に対する納税者等の信頼の確保を図るもの。<br>1. 固定資産税等返還金等の交付決定及び通知<br>2. 固定資産税等返還金等の変更決定及び通知<br>3. 固定資産税等返還金等の交付手続 |
| ③システムの名称                 | 1. 固定資産税システム<br>2. 家屋評価システム<br>3. 共通基盤連携サーバー<br>4. 住民基本台帳システム<br>5. 宛名管理システム<br>6. 税宛名管理システム<br>7. 団体内統合宛名システム<br>8. 中間サーバー<br>9. 住登外者宛名番号管理機能システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 滝沢市固定資産税等返還金等交付ファイル      |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項<br>2. 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号)第4条第1項別表「1 市長」の項                                 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <選択肢><br>[ 実施しない ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 税務部税務課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 滝沢市 企画総務部総務課<br>岩手県滝沢市中鶯飼55番地<br>019-656-6558   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 滝沢市 税務部税務課<br>岩手県滝沢市中鶯飼55番地<br>019-656-6571   |
| 9. 規則第9条第2項の適用           | [ ]適用した   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月31日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月31日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)      |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 |   |

| 9. 監査   |  |
|---|--|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |  |
| 従業員に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>         1) 特に力を入れて行っている<br/>         2) 十分に行っている<br/>         3) 十分に行っていない</p>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発      ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>         1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>         2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>         3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>         4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>         5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>         6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>         7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>         8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>         9) 従業員に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である      ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>         1) 特に力を入れている<br/>         2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠   | おおむね1年ごとに事務従事者への教育研修を行っている。  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                                     | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                           |
|-----------|--|--|---|------|-------------------------------------|
| 令和1年6月30日 | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先   | 滝沢市役所 企画総務部人事課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-684-2111  | 滝沢市 企画総務部総務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6558   | 事後   | 課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。 |
| 令和1年6月30日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 滝沢市役所 企画総務部税務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-684-2111  | 滝沢市企画総務部税務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6571  | 事後   | 直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。       |
| 令和1年6月30日 | I.5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名            | 税務課長 井上 久  | 課長  | 事後   | 様式変更により訂正したもの。                      |
| 令和1年6月30日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数                      | 平成28年12月2日時点   | 令和元年6月12日時点   | 事後   | 様式変更に伴い再度実施したもの。                    |
| 令和1年6月30日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者人数                     | 平成28年12月2日時点   | 令和元年6月12日時点   | 事後   | 様式変更に伴い再度実施したもの。                    |
| 令和1年6月30日 | IV.リスク対策                               | 記載事項なし   | リスク対策の実施状況を追加   | 事後   | 様式変更により追加したもの。                      |
| 令和3年3月15日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言               | 滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 滝沢市は、滝沢市固定資産税等返還金等交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後   | 記載内容の見直しに伴い修正したもの。                  |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|-----------|--|---|--|------|----------------------|
| 令和3年3月15日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠                   | 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表1の項   | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項<br>2. 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表1の項                                  | 事後   | 記載内容の見直しに伴い修正したもの。   |
| 令和3年3月15日 | IV.リスク対策                                   | リスク対策の実施状況を記載   | 接続しないを選択   | 事後   | 記載内容の見直しに伴い修正したもの。   |
| 令和3年9月1日  | IIしきい値判断項目 1.対象人数                          | 令和元年6月12日時点   | 令和3年7月31日時点  | 事後   | 記載事項の見直しに伴い再度実施したもの。 |
| 令和3年9月1日  | IIしきい値判断項目 2.取扱者人数                         | 令和元年6月12日時点   | 令和3年7月31日時点  | 事後   | 記載事項の見直しに伴い再度実施したもの。 |
| 令和3年12月2日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数                          | 令和3年7月31日時点   | 令和3年11月24日時点   | 事後   | 再評価に伴い実施したもの。        |
| 令和3年12月2日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者人数                         | 令和3年7月31日時点   | 令和3年11月24日時点   | 事後   | 再評価に伴い実施したもの。        |
| 令和7年3月25日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 1. 固定資産税システム<br>2. 家屋評価システム<br>3. 共通基盤連携サーバー<br>4. 住民基本台帳システム<br>5. 宛名管理システム<br>6. 税宛名管理システム<br>7. 団体内統合宛名システム<br>8. 中間サーバー | 1. 固定資産税システム<br>2. 家屋評価システム<br>3. 共通基盤連携サーバー<br>4. 住民基本台帳システム<br>5. 宛名管理システム<br>6. 税宛名管理システム<br>7. 団体内統合宛名システム<br>8. 中間サーバー<br>9. 住登外者宛名番号管理機能システム | 事前   | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |

| 変更日       | 項目                                    | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|-----------|---------------------------------------|---|---|------|----------------------|
| 令和7年3月25日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用法令上の根拠            | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項<br>2. 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表1の項 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項<br>2. 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号)第4条第1項別表「1 市長」の項 | 事前   | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |
| 令和7年3月25日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署    | 企画総務部税務課  | 税務部税務課  | 事前   | 部名変更及び新様式への移行に係る修正   |
| 令和7年3月25日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 滝沢市役所 企画総務部税務課<br>岩手県滝沢市中鶉飼55番地<br>019-656-6569   | 滝沢市役所 税務部税務課<br>岩手県滝沢市中鶉飼55番地<br>019-656-6571   | 事前   | 部名変更及び新様式への移行に係る修正   |
| 令和7年3月25日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                | 1,000人以上1万人未満<br>(令和3年11月24日時点)   | 1,000人以上1万人未満<br>(令和7年1月31日時点)  | 事前   | 評価の再実施               |
| 令和7年3月25日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                | 500人未満<br>(令和3年11月24日時点)  | 500人未満<br>(令和7年1月31日時点)   | 事前   | 評価の再実施               |
| 令和7年3月25日 | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業             | —   | 十分である<br>【判断の根拠】<br>マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。   | 事前   | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |
| 令和7年3月25日 | IV リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策      | —   | 【最も優先度が高いと考えられる対策】<br>9) 従業者に対する教育・啓発<br>【当該対策は十分か【再掲】】<br>十分である<br>【判断の根拠】<br>おおむね1年ごとに事務従事者への教育研修を行っている。  | 事前   | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |